

低入札価格調査制度適用の入札へ参加される皆様へ

1 低入札価格調査制度とは

低入札価格調査制度とは、調査基準価格を下回った入札者が契約内容に適合した履行がなされない恐れがないかの調査を行い、調査の結果、履行がなされると判断された最高評価値入札者が、落札者となる制度です。

2 調査基準価格を下回る入札があった場合には、

入札は、「保留」になります。

調査基準価格を下回っている入札者（低入札価格提示者）の方から、低入札価格調査実施要領の12に掲げる調査様式の提出の指示があった日から起算して**5日以内**に、当該調査様式を提出していただきます。

調査様式を提出できなかった方は失格となります。

調査は、低入札価格提示者のうち、最高評価値入札者から実施しますので、ご協力願います。

最高評価値入札者が複数の場合、調査の結果、複数の者が履行がなされると判断された場合、くじにより順位を決定します。

他の入札参加者には、後日、入札結果をお知らせします。

3 契約時には、契約保証金が通常とは異なります。

調査基準価格を下回った入札を行った者との契約に係る契約保証金が、通常の請負契約書の記載額と異なります。また、契約解除の場合の違約金を支払うべき額も、同様です。

請負代金額の
10分の1以上→10分の3以上

契約保証が受けられない場合には、契約はできないので留意すること。

4 施工体制台帳や施行体系図は必ず提出してください。

調査基準価格を下回った入札を行った者で契約者となった者は、下請金額に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を提出（契約書の写しを含む。）してください。また、工事中、工事完了後、施工体制台帳の内容と実態について調査を行います。

5 工事完了後、調査時に提出していただいている積算内訳書と実績を比較します。

低入札価格調査時の積算内訳書と工事完了後の実績を対比するため、調査表の提出を求めます。また、場合によってはヒアリングを実施します。

6 下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、工事完了後に確認します。

下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等を調査するため、調査表の提出を求め、ヒアリングを実施します。